



Title	フランソワ・ミッテラン大統領の外交および防衛政策
Author(s)	ジャンノー, プノワ; 深瀬, 忠一//訳
Citation	北大法学論集, 35(5), 57-79
Issue Date	1985-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16461
Type	bulletin (article)
File Information	35(5)_p57-79.pdf



[Instructions for use](#)

フランソワ・ミッテラン大統領の

外交および防衛政策

ブノワ・ジャンノー

深瀬忠一訳

序

フランソワ・ミッテラン大統領の權威は、外交および防衛政策の領域においては、すぐさま確かなものとなりました。そしてそれは、同氏が一九八一年五月にエリゼ宮で大統領職をはじめて以来、その多くの職責のうちで、フランス人公衆達の信頼と賛同をかちえたところの領域だといえます。

この成功の背景には、次のようないくつかの理由をあげることができましょう。

1、まず、フランソワ・ミッテラン大統領の国際的舞台における行動の仕方には、彼の政治家としての経験と、第四共和制時代における大臣だった確かさと、とりわけ、本当のことを歯に衣させず言っている彼の特有の才能、しかし、外交関係において必要とされる慎重さを失なっていない、といったことを世論が感じとりました。

2、ついで、色々な側面において認められてきたそのような彼の能力のほかに、フランス国民は、彼の政策における内容自体に、とりわけ、政府部内に共産党閣僚をかかえながらも、ソ連邦に対して示しえた確固たる態度を評価したのであります。

3、さいごに、彼がフランスの国益を守ることだけに固執するのではなく、他国民の諸権利、抑圧された個人達や隷従を余儀なくさせられている諸国民の権利を擁護するフランスの声を世界に響かせたことが、好意をもって迎えられたのです。

そのような資質において、人々は、ミッテランの面影のなかに左翼のドゴールを見出し、その識見の高さとその確信の力強さによって、国際的な注目を集めるに足る能力をもつことをみてとったのでした。

そして、要するにこの現実主義 (realisme) と予言者の見識 (prophetisme) の混合こそが、フランソワ・ミッテラン大統領の外交政策を特徴づけているのであって、そのことは、次のような、彼にとって本質的に重要と考えられている三点において、確かめることができます。

—— 西欧的ヨーロッパの安全。

—— 人権の擁護と諸人民の自決権。

—— 国際的新経済秩序の促進と南北対話、についてであります。

一、大西洋主義とヨーロッパの安全

アメリカ人にとって、また多くのフランス人にとっても、フランソワ・ミッテラン氏が西欧的ヨーロッパの安全と防衛の問題について彼の前任大統領達のとってきた基本線を根本的に改める考えのないことがわかって、けっこう驚いた

ものです。

要するに当初恐れられていたでもあろうのは、共産党の圧力のもとに、また、社会党のもつ反米的な空気の影響で、新大統領が北大西洋条約機構との結びつきをゆるめて、なんらかの中立主義の方向への態度決定をするのではないか、ということでした。

そしてまた、新大統領が核戦力の維持と近代化に必要な莫大な投資を削減することによって、核抑止戦力をこの国に保有させたドゴール將軍によってなされた選択の道をかえてしまいはしないかと疑う、いくつかの理由が十分あったのです。

というのは、一九七七年七月二六日に、彼は、社会党の第一書記として、当時の社会党左派（シュヴェーヌマン氏のCERES）によって強く批判されていた核打撃軍を維持するか否かについて、人民投票にかけることを提案した、ということをお忘れできないからです。

ところが、フランソワ・ミッテラン氏は、一たん権力の座につくやいなや、その責任感覚をよびおこして、彼の先任大統領達と同様に、西欧的ヨーロッパの諸利益の擁護者たらんことを示したのです。彼は、期待されていたところに全く反して、アメリカ合衆国に対して無視しえぬ重要な支持を、いざという時に、アメリカの主張を弁護することによって、与えました。というのは、西ドイツの領土内にパーシング・ミサイルを導入することに賛成意見を表明したのです。

1、このような態度がどれ程重要なものを理解するためには、中距離核兵器にかかわる東と西との力関係が現在どのようなものであるかを想い起す必要があります。

・ソ連は、最近の数年間に鉄のカーテンの向う側における戦力を著しく強化し、その恐るべきSS20を展開し、西側

における戦略的主要拠点を数分後には潰滅しうるにいたしました。そこで、北大西洋条約機構の構成国（北大西洋同盟）は一九七九年一二月に、ソ連の核兵器に対抗するのに、それと対等の兵器である有名なパーシング・ミサイルをもつてしたわけです。

・しかし、これらの防禦手段が最終的に配備せられる前に、平和主義のきわめて強力な運動が関係諸国、とくに西ドイツにおいて、プロテスタント諸教会に支持されて発展するという事態がおこりました。西独の住民達は彼らの居住地が全面的に破壊され荒廢することをまざまざと見るようになる恐怖心から、ドイツの世論の一部は、理解できないではないのですが、中立主義、そして非核地帯を創設しようという誘惑にとらわれるようになり、シュミット氏の政府は、この点について、社民党の左翼青年派の抵抗と衝突するにいたしました。

・このような環境のなかで、フランソワ・ミッテラン氏がヨーロッパのミサイルを支持して十字軍的志気を盛り上げようとした、知的な勇気をよりよく評価できるでありましょう。彼は、「社会主義インターナショナル」大会の闘技場にまでおもむいて、若い諸世代に拡がりつつあった平和主義の波によってとらえられた社会主義の兄弟政党を説得しようとしたのです。

・しかし、そのようなヨーロッパのおよび大西洋的なアピール運動の最高調を示すものは、一九八三年一月二〇日西独連邦議会において、フランスの大統領が演説し、その信仰告白ともいべき次のような言葉を述べ、大きな反響を呼んだことであります。

「われわれの分析とわれわれの確信によれば、核兵器は、それを望むにせよあるいはそれを嘆くにせよ、平和の保障者としてとどまらず。……力の均衡の維持とは、私の見るところでは、ヨーロッパの全諸地域が、彼らに対してピタリと狙いをつけているところの核兵器に対してこちらも核兵器が整列している体制を奪われることはない、ということ

を意味します。」

フランソワ・ミッテランのこの声によって、フランスは、戦域核軍縮交渉にあたってアメリカ合衆国の主張である、ヨーロッパにおける防衛計画のあらゆる削減の前提条件として、事前に力の均衡を回復すること、すなわち、ソビエトのSS20の削減を要求していることを支持することになるわけです。

2、そしてフランス自身の戦略的抑止力についても、フランスは同じ様な決意を示しています。

そのような態度が意味するところは、国家元首は、一たんその責任をとるようになれば、核打撃軍の有用性にかんする社会主義者達の諸々の列から挙げられたすべての批判を黙らせ、戦略を根本的に変えてしまうという重大な結果を招く危険を犯そうとはしなかった、ということです。

・ そのようにして彼は、一九八一年七月二六日以来、第七隻目のミサイル発射の原子力潜水艦を建造させることを確認しました。

・ 彼の責任の重さについての見解の証言として、彼は、一九八三年一月一六日のテレビ放送において、次のように宣言いたしました。「核抑止力とは、私である。私なくして、絶対的兵器も効果はない。」と。

しかし、このような核兵器優先の戦略の継続性も、いくつかの疑問の提起を免かれることはできません。

フランスの高級将校のかなりの人々が、純然たる通常兵器による戦争の場合、核兵器による「一切か無か」という方式はあまり役に立たないのではないかと、むしろ進んで認める傾向があります。また他の人々は、フランスの核抑止体制は一種の「心理的マジノ線」であって、フランスを殆んど防衛しえないが、フランスが考えることを禁ずるだけだとすら、判断しています。

そこまでゆかなくても、また懐疑主義に陥ってしまうことがなくても、この種の賭は、フランスのような軍事小国の

演 核抑止力がつまるところその基盤を賭がどっちにころぶかわからないところに置いてあるわけですから、しかく信頼性
のおけるものではありませんまい。そこで通常兵器による国防軍に復帰すべきではないかという考えが、フランスの現在
の指導者達のあいだに存在しつづけていることは争えないところですよ。

とはいえ、いづれフランスの戦略が改訂されることになるとしても、諸般の事情の十分な熟慮の後になされるべきで
あって、イデオロギーや哲学的次元の理由のためになされるといふものではないでしょう。

二、人権の擁護と諸人民の自決権

しかし、東西関係におけるこのような現実主義は、世界の他の部分に対する利他主義 (altruisme)、すなわち、貧困
で抑圧された諸国民、有名な表現を改めて借りるとすれば、「プロレタリア的諸国民」との連帯を確認するということ
を排除してはいません。

実はそこに、フランソワ・ミッテランの外交政策の社会主義的発想があらわれているのです。その発想は、言葉の上
の変化となって具体的に表われ、そしてまた、すべては象徴的なものにすぎないとは言えないような諸々の行動となっ
ていきます。

1、^{メッサージエ}支援声明の宣言

社会党の指導者達は、権力の獲得以来、国際的にもっとも高いレベルの舞台で、彼らは自らを国境を越えた主張の保
持者であると感じ、その主張は普遍的な価値をもつ諸原則に基礎を置いているのだということを確認させるよう努めて
きました。

そこに再発見されるのは救世者の使命感 (Messianisme) であって、それは、人類全体のために実行可能なものと

信ぜられ、また、消滅することのない格律の形でその理念を表現することによって立憲主義への道を開くことになるのだという、一七八九年および一七九三年の人権宣言の制定者達を鼓舞したところのものと同じものでありました。

フランスの社会主義者達の国際的な支援声明は、おそらくそれと同じような将来の世代の思想的継承者を持つことはないかもしれません。しかし、力の関係のみが考うべきすべてであるかのような世界において、それは、人間こそが基本的な価値としてとどまり、また国際社会はそれを擁護するために行動すべきだということを想い起させるメリットをもつ、といわねばならないでしょう。

そしてそのことこそ、まさに、外務大臣シェイッソン氏が国際連合の総会において一九八一年九月二三日に宣言したところであり、彼の演説は次のような三つの提言に要約することができますのであります。

——フランスはあらゆる全体主義に抗して起ち上がる。フランスは、宗教的・性別および人種的なあらゆる形態の差別を否認する。フランスは侮蔑に対し戦を宣する。「フランスは、しいたげられた人々、亡命者達、迫害され拷問を強いられた人々、野蛮な仕うちを受けている祭司達、投獄されている組合員達、武器のない抵抗者達、ただひたすら生きること、自由に生きることのみを欲しているすべての人々の側にある……」。

——そして、人権は諸人民の権利と不可分であるので、フランスはまた諸人民の独立の承認を求めてたたかう人々を支持する。各々の人民は自己決定の権利を有する。

——さいごに、フランスは、あらゆる国民、あらゆる国に対する力による一切の企てに対してたたかう。住民達が、侵略され、隷従させられ、その意志に反して領土を占領する者達は、その動機がたとどのようなものであろうと、暴力が権利をつくり出すことはできないことをわきまうべきである、と。

2、一定の状況の否認

以上のような被抑圧者への同情的な宣言も、もしそれが、フランスの従来の政府がむしろ生ぬるい態度で取り扱ってきた一定の諸国家の不当な行為に対してより、明確な道徳的非難を行なうところまで展開しないならば、それはとりわけ新しいという程のものではありません。

——ところで、それは先ず、ソ連に対する場合、フランス代表シェイソン氏による、ソ連のアフガニスタンへの介入やポーランド事件にかかわる事態への、いささかの遠慮も加えぬ非難となりました。

・アフガニスタン問題について、彼はかなり強い調子で、現実には攻撃的ではない小国への赤軍の侵攻に対する社会主義者達の非難を表明し、また、勇敢な人民の抵抗運動を賞讃しました。

・ポーランドや東ヨーロッパのよりよい自由への渴望とその願望が一律に抑圧されている状況については、フランス外務大臣は、ヨーロッパの民主的諸国の世論が人権と人民自決権の基本的な要請に反する事態が何時までも続けられていることに対する公然たる義憤をかくしませんでした。

——しかしながら他方で、シェイソン氏は、同じく極めて敵しい態度で、南アフリカにおいてなお存在する嫌悪すべき差別や権力濫用に対して非難を表明しました。とりわけ、そしてこの動作がより新しいものですが、中央アメリカにおいて多かれ少なかれアメリカ合衆国によって支持されている独裁制のしつこくを打ちこわそうと努力している叛乱者側に対してフランス政府が激励を与えたのであります。動乱にみちた世界のこの部分に向って、フランスに発した数々の同情の言動が国際的な注目を集めました。

・先ず、メキシコのカンカンにおいてフランソワ・ミッテラン大統領により発せられた「自由の闘士達」に対する支援の挨拶。

・ついで、エルサルヴァドルに関する一九八一年八月二八日のフランス・メキシコ共同宣言は、権力の座にある集団

と格闘している二つの叛乱勢力に向って「代表的政治勢力」だとし、正当な勢力であることを認めました。

・さいごに、外務省および国防省によってニカラガのサンディン派（ソビエト外交に加担しレーニン主義の傾向をもつ）に与えられた支援と軍事的援助すらがあります。そのように、共産圏、ソ連やベトナムのカンボジア占領に対して強く非難しつつ、他方批判のバランスをとって、それと同じ位友好の態度表明もしているのです。

3、人権外交の有効性をめぐる論争

ところで、このような「人権外交」(diplomatie des droits de l'homme) はフランスの新しい指導者達が愛着を宣言してはいるが、たんに言葉の上のものにすぎないのではないか、ということが問題とされているのは事実です。

——反対党は、社会党政権によるポーランドに対する支援は美辞麗句の域を殆んど脱していないということを指摘して批判することを忘れませんでした。そして、事実、レーガン大統領が、ポーランドにおける和解行為の進展が殆んどみられないことに対して、ヨーロッパ・シベリア間の天然ガス送付パイプ建設事業の中止によってソ連に対する技術的制裁をなすべきだという態度決定をした時、フランスはレーガン氏を支持しようとはしませんでした。

——フォークランド（マルイース）戦争の時には、フランソワ・ミッテラン氏は少しの躊躇もなくサッチャー夫人の後に於いて旧大植民地帝国の連帯の戦列に与したのです。フォークランド諸島を大英帝国が領有した実の起源は一八三三年の武力による行動だったのであり、また、「第三世界主義」(tiers-mondaisme) の道をとる態度を決めた以上、フランス社会主義政権は、もう少しアルゼンチン政府の主張に近づいてその根拠がないわけではない主権の問題について検討した方がよかったですではありませんまいか。

——同様の矛盾は、フランスの平和主義を公衆に向けて宣言することと、武器を南の一定の諸国に売りこんでいることについてのきわめて顕著な商業現実主義との間にも存在します。

・この観点からある一寸した象徴的なことが世論に印象を与えました。一九八一年六月五日フランソワ・ミッテラン大統領が、ブルジュエの航空機展覧会を見に行ったとき、将来彼に紹介されるであろう飛行機やヘリコプターからは武器をとりはずしてしまふようにと要求したということです。

・ところで、この言動は、新聞によってミッテラン氏の政策の変更の前ぶれであるとしきりに主張されたところでしたが、その後なんらの結果も生みませんでした。かなり早くから、多くの大臣達は、「武器輸出はフランスの防衛のためにもフランスの産業のためにも必要なものである」と公言しはじめました。そして現実の実行面においては、フランスの武器輸出はむしろ強化され、社会党が反対派の立場にあつた当時主張した道徳家的演説とは逆に、一触即発の危険性のある地域、とくに中東における現在進行中の紛争の悪化の危険性があるにもかかわらず、そこで使われる戦争材料の生産工業を支援することになってしまつていきます。そのようなものとして、イラクに対するフランスの航空機およびミサイル兵器の供与があり、それはイランの側の報復をさそい出すことになり、かつこの世界中でいちばん神経痛が集中したようなこの地域におけるきわめて危険なエスカレーションをひきおこしているのです。

——もう一つの非常に重要な、社会主義者が珍重している第三世界主義と現実にはフランスが行なっている政策との間の離反を示す徴候があります。それは、一九八二年、海外協力大臣ジャン・ピエール・コット氏の辞任であります。この辞任は、フランス語圏のアフリカの多くの指導者達に要求せられたものと言われていますが、それは、大統領が海外協力政策をより、理想主義的でない基盤にもとづいて行なうためにその権力を大統領自らの掌中にとり戻したものだと言解されています。チャドの例はこの観点から意義あるものです。リビアとの軍事的衝突関係は最近話し合いによる解決のいと口をつかみましたが、それはフランソワ・ミッテラン氏が個人的にモロッコ国王との間で交渉して、導き出したものでした。

——さいごに、大統領のソ連への旅行は、サハロフ博士の生存が危ぶまれているその時点で行なわれたのですが、あ
る人々にとっては一種の偽善行為のようにみえました。なぜなら、大統領の勇ましい宣言にもかかわらず（もっともそ
れらはソ連の新聞では検閲で削除されましたが）、大統領は、そうなることが予測できたこととはいえ、自らの意思に
よって敢て旺政の殉教者となったところのこの学者の身柄に関して真面目な保障はなんら得られないまま、帰国したか
らです。しかしながら、この点について、客観的にみて、事柄はそんなに単純ではない、と言うべきですし、また、フ
ランソワ・ミッテラン大統領にはすでに非常なプラス面もあることも認むべきでしょう。というのは、彼が全世界に対
して警鐘を鳴らし注意を集めたことはたしかだからであり、国際的世論の圧力はこの種の事件においては全く無視しう
るものではありませんし、ソ連の指導者達であってもある程度はそれを考慮せざるをえないからです。そして何といっ
ても、サハロフ氏の釈放をかちとることはフランスの大統領の権力の外にあることです。しかし、自由な諸国民の名に
おいて彼に加えられた虐待に抗議することによって、ミッテラン氏がサハロフ博士を一時的とはいえ保護する効果をも
たらしたことはたしかであります。

三、南北の対話

南北の対話は、フランソワ・ミッテラン大統領が世界の将来について抱いているビジョンにかかわっています。すな
わち、新しい国際秩序は、北の工業化した諸国と南の発展途上国との間に対等の関係で組織された連帯性に基づくもの
となるろう、というものです。

実のところ、この考え方は彼に由来するものではなく、彼はそれを活性化し、彼が権威と確信をもって擁護したた
め、大きな反響を呼ぶにいたったものであります。

1、目指されている諸目標

この種論争におけるフランソワ・ミッテラン氏のメリットは、南の諸国の発展は北の工業化した諸国のよく考え理解された意味での真の利益に合致するということ、また、南北諸国がしきりに議論しているその危機状況の唯一といってよい治療策がそこにしかないということを明らかにすることによって、論議を一新したところにあります。

——恐らくはこの計画には人間主義的要素が底流となつています。最も貧しく、文字通り飢餓線上の諸人民にとつてとくにそうです。それゆえ、食糧の自己満足性を達するという目標が、あらゆる優先順位かしこの頭に位置せしめられます。

——しかし計画ははるかにより野心的なものであり、現在までのところ後進国への援助としてあらわされていた一種の国際的慈善にとどまるものではありません。それは、実は、成長への出発の水準以下にとどまっている経済状態から脱して、富の創造の過程を始めさせることを目指しています。そのため重要であるのは鉱山の資源を現地人によって開発し、また工業的生産を向上させることで、たといそのような現地人の躍動の力が一時的に北の諸国の輸出を抑制するような性質のものであつても、そうすべきだということです。なぜなら、南の諸国における人民大衆の購買力の増大にこそ、結局中期的展望において、工業化した諸国民の経済の再活性化がかかっているからです。

——ミッテラン大統領はその自らの見解を支持するために一つの客観的事実の確認から出発しています。すなわち、ヨーロッパ経済のなかで第三世界によって占められる重要性が増大し、発展途上国向けの輸出の割合が最近の数年間に一八%から三八%に増大したことであります。彼はそこから、要するに次のような結論を引き出します。「何百万人という男女、それはすぐにも何十億という数になる地球上の人口の存在こそが、創造し、生産しそしてその結果交換する能力を潜在させている人々であり、彼らこそが世界的危機に対する主要な解答をなしうるであらう。そして工業化した諸国自身の内部におけるひきさかれたような時代の分裂状況という危機を乗りこえうるであらう」と。

このようにして、南の諸国の購買力改善および市場の拡大のこのプログラムこそが、フランソワ・ミッテラン氏が「地球的ニューディール」(New Deal planétaire)と呼ぶものであり、一九三二年から一九三五年までの間のアメリカの経済危機に直面したルーズベルト大統領の政策の成功を想い起させるものであります。

2、提案されている諸手段

これらの目標を達成するために、フランスの社会主義政権は次のような三種類の方策を示唆しています。

——まず、工業化した諸国から、開発途上国に有利なように、金融的供与を増大すること。この点においてフランスは、その遅れをとりもどし、そして何年かの間に国際的組織によって勧告されている率、すなわち国内総生産(P・I・B)の〇・七％に達するよう、態度を決めています。一九八〇年には〇・三六％をこえなかったフランスの援助貢献額は、一九八三年には実質的に〇・五二％にまであがり、一九八八年には〇・七％に達するであります。このことは、ミッテラン大統領の任期の七年間に、フランスの第三世界諸国発展のための公的援助努力が二倍になることを示しているわけです。

——フランソワ・ミッテラン大統領により主張され、また彼のみるところ本質的なものとされている第二の手段は、北の工業化された諸国と発展途上諸国民との間の経済的諸関係を正常化することにあります。この領域で今日、もっとも大きな無秩序が支配しており、国際的商品交換は偶然性にさらされているため一切の予測が不可能です。

・それは南に輸入された産物の価格の場合であり、同様に、発展途上国によって輸出された第一次資源の流通の場合もそうであり、それらは投機の意のままに上昇し、または暴落するのです。

・それはまたこれらの経済活動を枠づけている金融交換率や利益率の場合もそうであり、人も知るように、月ごとに思いもしなかったような比率の変化があり、商業的安全性のすべてを失わせてしまっています。

フランスは、このような「規律がなくなり狂った世界」にかえて、規則正しい話し合いと交渉のできる国際的な新しい秩序を建設することが不可欠だと考えるわけです。「世界的な経済関係において法が支配するようにならなければならぬ」とは、北の諸国と南の諸国を集めたいくつもの国際会議、トロント、メキシコ、カンカンでの会議で、フランソワ・ミッテラン大統領が絶えず言い続けてきたことです。そして彼は、国際的経済交流におけるそのような安定化に寄与する一例として、発展途上の六ヶ国とヨーロッパの間に締結せられたロメ協定を挙げていますが、それは、この協定が計画しているような通商関係を予測可能で確実なものにするための獨創性を示すものであります。

——さいごに、南と北との対話を充実したものにしてゆくための最後の勧告は、世論を動員することでありませぬ。なぜなら、このような展望に転換することは、それについての論議が小さいサークル、若干の外交官や、銀行家や、行政官およびその他の専門技術者達の間に限られているようであれば、決して行なわれうべくもないだろうからです。諸々の「マスメディア」もまた人民大衆のメンタリティを変えてゆくために演ずべき役割があります。飢餓によって打ちひしがれた諸人民達の苦痛と悲慘を具体的イメージでもって見せつけられると、テレビ視聴者達が現実的な衝撃を感じるものであることが観察されます。そして報道関係者達こそが、不況の持続と失業の増大に苦しむ工業化諸国の人民達に、その治癒策はいたずらにちぢこまって後退することではなく、世界に開かれた態度をとり南の諸国との連帯をはかるところにあることを、説明する役割を担っているのであります。

残るのは、新国際的経済秩序に好意的なフランス社会主義政府のこの訴えが、他の関係諸国に対してその態度を変えさせるようになるほど十分説得的だったか、という問題です。フランソワ・ミッテラン大統領の繰り返して発せられた

これらの訴えは、国際的な良心や工業化した諸国民の理性に向けられたものですが、それは果して聴かれたのでしょうか？

それは、聴かれることはなかったように思われます。国際的な通貨システムの悪化や、第一次資源の流通の攪乱や、南の諸国の増大する債務ということから判断すれば、そう言わざるをえません。

それどころか、アフリカに対する援助は減少し、発展援助国際協会（A・D・I）に対するアメリカの拠出金は削減されている有様です。

北の諸国と南の諸国民の間の包括的な話し合いと交渉は、フランスがしきりに主張したところですが、その実現の緒にすらついていません。そしてフランソワ・ミッテラン大統領は繰り返してこの事態を真剣に慨嘆し、経済危機がこの領域では想像力を働かせせる一切の努力を麻痺させてしまっていることを憂慮しています。

しかし、絶望すべきではありません。なぜなら、そのようなことは、人々の心に滲み込むには時間を要し、ゆるやかな変貌を求めるところのメッセージだからです。

私はこの問題を扱うにあたり冒頭で、社会主義者の救世者の使命感について語りました。予言者達の運命とは、荒野で叫ぶことです。しかし、歴史を達観するとき、歴史は、予言者達の正しさを将来において必ず証明する、たといそれが遅きに失するとしても、ということを示しているのです。

解題および補註

ブノワ・ジャンノー (Benoit Jeanneney) 教授は、一九二八年九月二日、フランスのアンジュー地方に生れ、パリ大学法学部、ボワチエ大学大学院 (リヴェロ教授のもと) で勉学、一九五四年法学博士、一九五六年公法学教授資格国家試験に優秀な成績で合格 (コライユ、スーラン、ロベール教授らと同期)、ボワチエ大学法学部資格教授として奉職、一九六〇年同学部正教授、一九六六年から一九七

一年まで同学部の学部長として「大学紛争」期も乗りこえ、一九七一年から一九七六年までボワチエ大学学長として活躍、一九八〇年からパリ第二大学（法経社会科学大学）博士課程憲法法学正教授となり、現在同大学公法学科長をつとめている。フランス公法学界における第一級の代表的公法学者であり、ひろく知られ、憲法・行政法・政治学等に広汎かつ深い造詣があり、多くの優れた文献がある。同教授の博士論文「Les principes généraux du droit dans la jurisprudence administrative, Sirey, 1954」「行政裁判例における法の一般原則」は、この問題についての基本文献であり名著とつとてよく、わが国にもよく紹介され、知られている（最近の論文として「La théorie des principes généraux du droit à l'épreuve du temps, in Etudes et Documents du Conseil d'Etat, 1981-82, p. 33-47」注目すべき重要文献）。教科書として「Précis de droit constitutionnel et institutions politiques, Dalloz, 1^{er} éd., 1967, 5^{ed.}, 1978」「憲法・政治制度綱要」が五版（一九七八年）を数えた。また最近著「Droit des services publics et des entreprises nationales, Dalloz, 1984」「公務務・国有企業法」は、とくにミッテラン政権による大改革の全貌を体系的・明快・詳細に解明した基本文献である（多数の他の文献省略）。

同教授は、北大法学部の招聘により、一九八四年九月九日から一〇月一四日まで来日せられ（日本学術振興会の支援、文部省科研究費一般研究(B)の補助を受けた。記して感謝する）、「フランス第五共和制における公法等の進化と変化——とくにミッテラン政権以後について」をテーマとし、わが国の問題と対比しつつ、主として北大法学部のスタッフ（なかんずく、札幌日仏研究センターCEFFJASのメンバー）とともに共同研究を行なった（北大法学部研究年報「二〇六一〇九頁参照）。また京都では立命館大学（山下健次教授の配慮により関西法学者）、東京では日仏会館（日仏法学会主催。山口俊夫・樋口陽一教授の配慮による）でも講演を行ない、ひろく日本の法学者等と交流し、日仏法学の相互理解・協力の発展に寄与し、充実した全日程（研究会・講演会は一〇回を越えた）を完了（同教授夫人も途中から来日、講演原稿タイプ等にも協力）して、帰仏された。

本報告（講演）は、同教授が、九月二十九日の共同研究会で発表されたものである。この問題の全体について、このようにまとめた、平明な論考は、わが国ではほとんど見ることのできないものであり、貴重であり、示唆的である。日仏の戦争と平和、とくに核戦力、人権外交や南北問題についての考え方の違いが明瞭に出ている、参考になる。問題点の指摘も鋭い。研究会の討論では、やはり、フランスの核戦力等力のバランスによる平和が軍拡を促進し、世界の軍縮を阻害し戦争の危険を増していることに対する日本側の批判があり、これに対し、ソ連と地続きのフランス（西独との戦争は今や全く過去のものとなった）の脅威感と、四面海に囲まれ、ソ連と距離のある日本は違う、日本がその「平和主義」の成功例によって世界平和に貢献することはよいことだが、という同教授の見解であった。

本テーマ以外の講演等は、逐一邦訳が公表される（『フランス第五共和制における憲法的・政治的变化』ジュリスト一九八四年一月十五日（八二七）号掲載参照。「フランス社会主義の経験と行政上の大改革」については『日仏法学』一九八五年春季号。「フランスにおける左翼の権力掌握以後の経済的変貌」については本誌近刊号に……）。

なお、右「フランス第五共和制における憲法的・政治的变化——とくに一九八一年ミッテラン政権以後について——」は、ジュリスト誌の紙数の都合上、同論考の最初の柱であった、第五共和制の政治体制の歴史において、大統領の権力の異常な肥大とその問題点の指摘の部分を省略せざるをえなかったが、参考になるので、以下に補註として記録しておく（同誌同号五五頁の部分に入る）。

ここでは、一ヶ月余りのこの実り豊かな日仏共同研究等全企画の実施に協力下さった、ジャンノー教授夫妻はじめすべての方々から感謝の意を表しておきたい。同教授が、日本学術振興会に提出された報告書には、優れた観察や建設的意見が多く含まれている。

フランス第五共和制の政治体制における大統領主義的な偏向

フランスの第五共和制の政治体制の実態をかえりみると、一種の驚きを覚えざるをえない現象は、大統領制を実施している他の如何なる民主主義国にも（アメリカ合衆国、フィンランド、オーストリア、ポルトガルのどこにも）みられぬような、大統領の普通直接選挙が万能の人物をつくり出していることである。

ところで、そこにこそ、われわれの制度の将来にとって重大な危険性が存在するのであって、われわれの自由主義的な伝統に反するところの一種の統領制体制（*régime consulaire*）に墮落してしまうおそれがあります。そして、もっとも心配なのは、ヴァレリー・ジスカール・デスタン氏もミッテラン氏も同様に、それぞれ「権力の孤独な行使」を批判していたにもかかわらず、結局はこの二人とその個人の権力の行使の誘惑に屈伏してしまつたことです。

A ヴァレリー・ジスカール・デスタンの七年の大統領職の制度的な成果の総括

一九七四年五月一九日に、左翼に対すると同時に、ドゴール主義者達による国家の過度の支配力と対して、ぎりぎりのところで（五〇・八一％の得票）大統領に選出されたヴァレリー・ジスカール・デスタン氏は、その任期の当初は真正銘自由主義的な一連の諸改革を実現し、そのうち一定のものはわれわれの制度のなかに有益な足跡をのこしましたが、それに次ぐ時期に権威主義にひきこまれることになりました。

1. 自由主義的諸改革

それら自由主義的改革で成功したところの発明として、積極的な資産としてのこるであらうものに、とりわけ次の点があります。先ず、選挙人の成人資格を二一才から一八才に下げたことです。

それは勇氣ある措置でした。なぜなら、この改革は政治の次元において二五〇万人の若者達を選挙人団に組み入れて、ただちに増加させることを意味し、彼ら若者達は一九七八年三月二一九日の立法部選挙以降において左翼に有利なバランスに傾く可能性があり、一九八一年のフランソワ・ミッテラン氏の成功に寄与したことは争いえぬところだからです。

とはいえ、フランスにおいては、選挙人名簿への登録は自動的に行なわれるわけではなく、そのためには任意の登録行為が必要であり、若者達は従来の成人年齢者（二一%）よりはずっと強度の割合において必要な形式的手続をふむことを怠る、ということを知らねばなりません。そして、棄権者の率も同じく、高いのですから、若者達の選挙上の重みは二重に減少することになります。ただし、極めて接近した競争の場合にはそれほど無視しうるものとはいえなくなるのですが。

次いで、一九七四年一〇月二一日国会合同会議で採択された憲法六一条の改正があり、それにより、それまでは、大統領、首相および両議院の議長にのみ留保されていたところの憲法院の召集権を六〇名の国民議會議員または六〇名の元老院議員にも与えることになりました。

この手続上の緩和措置は、改正当時にはその重要性を十分にはかりかねていたのでありますが、その後きわめて迅速に憲法院の役割を変遷させることになり、そして憲法院の役割を、議院における少数派の権利についてのみならず、市民達の諸権利についての自然な保護者たらしめたのです。

第三に、一九七六年六月一八日憲法法律および同日の組織法律により実現された大統領選挙の実施についての改善があります。これらの法文は、要するに、大統領選挙中に候補者に支障ないし死亡があった場合しるべき規則を定めることによって空白を埋めるものです。これらの法文により、候補者達のインフレーションを防止することができるように、候補者指名の条件（一〇〇名の署名を五〇〇名に改め）も修正しました。

この制度は不幸なことに全国的な大政党を大統領選挙の整理役に仕立てる結果になりましたが、この新しい障碍がなかったら一九八一年の四月・五月の大統領立候補者は一〇人をはるか上まわる数になっていてもありません。

さいごに、ヴァレリイ・ジスカール・デスタン氏の意図として信用してよいところは、その任期の初めの時期に採用したところの一連の措置で、それは議会を再び活性化すると同時にその運営を民主化することを真剣にめざしたものでした。

そのようなものとして、政府に対する質問の慣行があり、毎週水曜日午後の一時間ずつを、多数党グループのみならず反対党グループにも政府に対し時事問題について質問することを可能ならしめるよう留保することになりました。

また、調査委員会を發展させ、その諸特権は一九七七年七月一九日の法律によって増大せしめられました。

また、元老院に対し敬意を払い、政府の一般的政策について屢々意思を示すよう元老院に呼びかけるようになりました。

2、エリゼ宮大統領府の圧力

しかしながら、このような政治的諸関係の「緊縮緩和」(désirpation)措置はすぐさま、大統領の権威があらゆる国家の仕組みの上に次第次第に重くのしかかる支配力によって逆流することになります。

二つの事件が、ヴァレリイ・ジスカール・デスタン大統領のやり方の変化と硬直化との原因となりました。

一つは、彼の首相であるジャック・シラク氏との個人的な衝突であり、シラク氏は一九七六年八月に劇的な辞職を行ない、多数党内部にその後修復することの不可能な結果をもたらす裂け目をつくったことです。

二つは、経済的危機が突如襲いかかり(一九七三年および一九七七年の石油ショック)また一連の政治的な失敗(一九七六年三月の衆議院選挙、一九七七年二月の市町村議会選挙)によって、世論を自らの掌中にとりもどし、また大臣達の行動をばげまそうとして、大統領が個人的に政治に身を投ずるようになったことであります。

しかしながら、これらの環境だけですべてを説明することはできません。なぜなら、大統領に対し異議をとなえたところのものは彼の推進の役割に対してそれ程強かつたわけではなくて、とりわけ彼に対し非難がなされたのは国家的諸事業の日常的管理において大統領が政府にかわって立ち入るようになったところにあります。

そして、権力的人格化(personnalisation du pouvoir)という現象はヴァレリイ・ジスカール・デスタン大統領職七年の最後の何年かにおいては補助的なきい(un seuil supplémentaire)をすら越えていたことを認めなければなりません。

このようなエスカレーションについて次のような具体例を示すことができます。

まず、エリゼ宮大統領府において、いくつもの省にまたがる限られた人数の協議会を屢々行ない、また大統領が作業のプログラムを決めかつ政府にその実行期限を示すところの指令的書簡(Letres directives)を多発したこと。

ついで、大統領によって選ばれた人物(「これらの紳士達」ces messieurs と呼ばれた)が、行政各省の構造の隣接的領域において世論にとって敏感に受取られるようなアクチュアリティのある一定の事案(エネルギーの新しい資源、麻薬に対するたたかい、森林の

保全など)をフォローするよう指名すること。

さらに、政治的な考慮または個人的な忠誠によって高級官僚達の左遷または昇進を決めること、等々。

このようにして、ヴァレリイ・ジスカール・デスタン大統領が発当時自らに与えようと欲したイメージとはもはや対応しないとこの大統領絶対主義の様々の敬候があらわれたのです。

B フランソワ・ミッテラン氏の第五共和制の制度への加担

しかしながらそのような事態は、制度的な重みがそのようにさせたと考へるべきででしょう。なぜなら、フランソワ・ミッテラン氏も、長期間にわたって全国民から任期を委ねられた指導者達をとりわけねらっているところの個人的権力を振うという誘惑から免かれることができなかったからです。

1、恩寵の状態 (l'état de grâce)

とはいえ、彼は他の誰にもまして彼の前任の大統領達の君主制的行動様式を批判しましたし、そのような大統領の逸脱行為を是正して議会の諸権利を復権しようとする態度をとっていたのです。

それだけではなく、一九八一年五月一〇日にはかなりはつきりした優位で(五一・七五%の得票率で)大統領に選出され、一九八一年六月一四―二一日の国民議会選挙では実質的に十分な多数の議席を獲得して、彼は、やろうと思えば、さして大きなリスクなしに、諸権力のバランスを再構成しなおすだけの余裕をもつことができたわけです。

そして実際、大統領職七年間の最初の何年かにわたっては(「恩寵による猶予期間」)、一九五八年憲法の問題により、適合的な役割の再分配がなされたのです。

——政府は一定の自律性を回復したように思われ、ビエール・モローワ氏は大臣会議における論議の支持を背景にして「別な政治をする」(Gouverner autrement)やり方を導入したと自慢していました。

——新大統領の側ではあらゆる時を通じて国内的政治の指導において目につきすぎるような介入をすることを避けましたし、一九八二年三月の県議会選挙や一九八三年三月の市町村議会選挙において世論に自から訴え影響を与えようとはしませんでした。

——さいごに、議会とのより、真正の協力関係ができればはじめ、最初の諸々の大改革(地方分権、国有化)は、一括投票とか、内閣の信任をかけた緊急事態といった強行手続に訴えることなしに、採用されたのです。

しかしながらこれらの善き意図も、前大統領の七年間のもとにおけるよりも長続きはしませんでした。諸権力を集中する道のりが、わずか一年の間を置いた後に再びはじまったのです。すなわち、

——一九八二年六月以来、財政的および金融的危機は、結局、政府をしてその消費活性化政策を放棄することを余儀なくさせ、厳格な国家支出緊縮の道を歩まざるをえなくさせました。

ところで、このきわどい大転換は、左翼の考え方のすべて、および国民の期待するところに真向から反するものだったので、大統領は世論に向つてそのような転換について自らの立場を説明し、また彼の権威を用いてこの新しい方向づけを支持するの必要に迫られたのです。

左翼が一九八二年三月の県議会選挙、ついで一九八三年三月の市町村議会選挙において蒙った敗北、また政府の一定の失策によつても、大統領は次第に日常的な諸事案にまでより屢々立ち入るようになり、また批判的な文書に対して自ら当らざるをえなくなり、あるいは彼の側近者にそれを委ねるようになりました。

——そのように先行大統領のもとにおけると同様に経済上の困難がこのような進化に影響したのですが、大統領の手柄が同様にその役割を果たしました。そしてこの点からいえば、フランソワ・ミッテラン氏の方が、その経験からも、また戦略的な鋭敏なセンスからいっても、ヴァレリイ・ジスカール・デスタン氏よりは個人的に最高政策の決定に身を投ずることに對してより適していたことにはたしかです。

そのほか、かなり屢々ドゴール將軍に比肩して、彼が大統領職に与えた職務の壮大さとか、一切の試練に對する決断力といった点で似ているといわれます。

・とりわけ両大統領の類似点は、外交政策の領域において存在することはたしかであり、フランソワ・ミッテラン大統領は、先行諸大統領のもとで採用された基本線と手を切ることなしに、確固さと自由な言葉によつてフランスの立場を説明することができるようになり、そのことによつて国際的な舞台においてかなり速やかにたしかな権威を獲得するにいたりました。

しかしまた、彼が国内政治の諸々の難局に對決する仕方にも、一九六二年や一九六八年にドゴール將軍が証明したのと同様の政略的な大胆さと巧妙さとが再びみられるのです。

そのような仕方が期待する成果を生むか否かは別として、彼が極く最近（一九八四年七月一二日）、基本的人權の領域にレフェレンダムの範囲を拡大することを人民の意思に問うことを提案したイニシヤチブは、この点に關連して、この種のモデルであります。この

イニシヤチブは、要するに、権力の座にある多数派にとって一連の失態を忘れさせるために必要な大事件をつくり出すと同時に、大統領に対して自由の擁護者という恰好の役割をとりもどすことを可能ならしめるでもあらうからです。

しかし、この政治的な大作戦への復帰という、フランスが一九六二年と一九六九年に既に前例のある事態は、大統領の権威にのみ依拠しまた世論の好意をつなぐため彼の適応力に依存するところの体制を人格化することの、総仕上げとなるものです。

ですから、フランソワ・ミッテラン大統領は、第五共和制の制度にたんに適応したというだけではなく、彼はそれをほんとうに採用し、また現在までのところ、そのあらゆる潜在的可能性をあらゆる術策を尽して利用することを知っていたといえます。

そのようなことにおいて、彼は今日、彼の前任大統領達と同様に、絶対的な君主の性格をもつといえるように思われるのです。

C 可能な改善策

そういうわけで、今や証拠は出そろってきました。すなわち、第五共和制のすべての大統領達は、彼らの気質や彼らの哲学がどうであるかは別として、結局、政府にかわって、国民の政策を個人的に指導することになってしまったのです。大統領の普通直接選挙のダイナミズムに結びついたものとして、このような執行権力の大統領の掌中への集中ということは恐らく解消不可能でありましょうが、少なくともそれをより悪化させるような諸要素に対して働きかけそれを緩和することはできることでもありません。

1、第一の方法は、最も根本的なものですが、大統領制の論理をつきつめて、政府が継続性を確保されているなら、もはやそれを必要としないような、議院内閣制の諸装置を廃止してしまふことです。

したがって、政府の信任問題や議会の解散によって圧力をかけたり抑止したりするすべての方法は消滅することになり、そのことによって議会は立法および財政権を、アメリカ合衆国において議会在それを未だ嘗て喪失したことがないように、完全にとりもどすことになるでしょう。

しかし、この改革は、議院内閣制に一世紀の間慣れてきたフランスのような国においては、政府側が予算案について殆んど完全に要求通りのものを通過させ、また立法計画の基本的なものを実現させうることに習慣となつているところでは、閉塞状態 (Blockage) が起るかもしれないという重大な危険性をはらんでいます。

ですから、議会の解散権をなくすることに躊躇があるのであって、この解散制度は時として一定の政治的な袋小路から、あるいは諸権力の間の解決不可能な衝突から抜け出す唯一の手段であるからです。

そのようなわけで、このアメリカの実行例に与することは、何年か前には語られていたところでしたが、今日ではもはや検討されな

くなりました。

2、第二の方法としては、大統領の任期を減少することであり、その効果はより少ないものでしょうが、大統領のヘゲモニーを制限するという意味では同様の性格のものです。何故なら、大臣達をつくったりやめさせたり、高級官僚達を昇進させたり罷免したりする権力はそれが同一人物の掌中により長く保持されていなければならないだけ、より恐るべき武器だからです。

大統領職五年制はしたがって、他のメリットのなかでも、とくに大統領をかこむうやうやしい、畏怖の念を減らすメリットがありました。そしてこの矯正策は、周期的に問題とされるところですが、人々の同意をうることができるでしょうし、いつの日か採用されることは十分ありうることです。

3、さいごに選挙方式の変更そして比例代表制への復帰は、議会内における結束力のある安定した多数派の形成をさまたげることによって、第一・第二の方法と同様に、大統領の権力をそれだけ限定づける一つの方策となるでしょう。

専門家達の意見は、結局、多数代表の選挙法を放棄すれば第五共和制の制度の性質を変えることにならうし、また大統領の役割を改変することになり、彼は議会の動きにより、多くの配慮を払うようになるだろうという点では、みな一致しているのです。

ところで、フランソワ・ミッテラン氏が、一九八六年の国民議会選挙において反対派の大勝という事態を防止するために、国民議会議員の選挙方式を比例代表制に改める、そうすれば彼の行動のための手段は減少するけれども、議会における別の議席配分となっても、彼の七年の任期を満了することを可能ならしめるでもあろうゆえに、この選挙法改正を行なうということは、ありえないことではないでしょう。

(以下、前掲ジュリスト八二七号五五頁以下参照)